一般社団法人　熊本県計量協会　計量功労者表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、計量関係事業者及び従業員等の計量功労者並びに一般社団法人熊本県計量協会（以下「本会」という。）の発展に貢献し本会の振興に著しい功績のあったものを選考表彰し、もって計量に対する意識の高揚及び計量業界の発展に資することを目的とする。

（表彰の方法）

第２条　表彰は、一般社団法人熊本県計量協会会長（以下「会長」という。）が毎年度最初の定時総会において、表彰状を授与して行う。

（選考対象者）

第３条　選考の対象となる計量功労者は、次の各号の一に該当するものであっ

て、本会会員である事業者等からの推薦により、理事会で審査し決定する。

1. 計量関係事業に従業員として１０年以上従事し、技量が卓越しているもの
2. 計量器の発明、考案、改善工夫等、計量器の発展改善に貢献したもの
3. 計量関係事業の事業所として２０年以上経過し、業績が顕著なもの
4. 当協会の役員として１０年以上経過したもの、又は、その他当協会が所属する計量関係団体役員として長年経験したもの
5. 当協会が実施する検査業務等事業に、計量士として貢献したもの

（推薦の方法）

第４条　前項の推薦を行う場合は、被推薦者の推薦理由等を記載した推薦書

（別記様式）を会長に提出するものとする。

（表彰回数）

第５条　表彰は、同一人については１回に限るものとする。ただし、特に計量

　の発展に功績があったものについては、この限りでない。

　附則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。